## eLTAX または光ディスク等による提出義務基準が引き下げられました!

前々年における源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が<u>100枚以上</u>であるときは、eLTAX 又は光ディスク等による提出が義務付けられました。



## 【令和9年1月以降に提出する法定調書について】

前々年に提出すべきであった法定調書の枚数が30枚以上である法定調書については、e-Tax 等による提出が必要となります。令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年に提出する法定調書をe-Tax 等により提出する必要があります。該当する法定調書は、書面での提出ができませんので、e-Tax 等による提出のご準備をお願いします。

- ・eLTAX の利用方法 ホームページ https://www.eltax.lta.go.jp/
- ・光ディスクによる提出は、国税庁ホームページの「申告・申請・届出等、用紙 (手続の案内・様式)」から「法 定調書の光ディスク等による提出のご案内」を参照ください。

## 令和8年度(令和7年分)給与支払報告書の提出について

- 2 給与支払報告書(個人別明細書)は1人につき1枚提出してください(宇城市は副本不要です)。
- 3 同封しています**宇城市様式の総括表(桃色)を添付**して提出してください。
- ※給与支払報告書(個人別明細書)を提出する該当者がいない場合は提出不要です。
- 4 普通徴収に該当する給与支払報告書は<u>「普通徴収への切替申請書」(空色)を作成し、添付</u> してください。
- ※普通徴収の該当者がいない場合は提出不要です。
- 5 給与支払報告書は、**令和<sup>7</sup>年1月から令和<sup>7</sup>年12月まで**に<u>給与等を支払った方全員</u>について (事業専従者、退職された方、パート・アルバイト等の方の分も)提出してください。
- 6 提出後訂正が生じた場合は、総括表および給与支払報告書(個人別明細書)に<u>「訂正分」と朱</u>書きして、再度提出してください。
- 7 給与支払報告書<u>提出後に退職・転勤等の異動</u>が生じた場合は、<u>異動届出書を提出</u>してください。

## ※給与支払者が個人の場合は、マイナンパーカード(取得していない場合は、通知カード及び身分証明 書)の写しを添付してください。

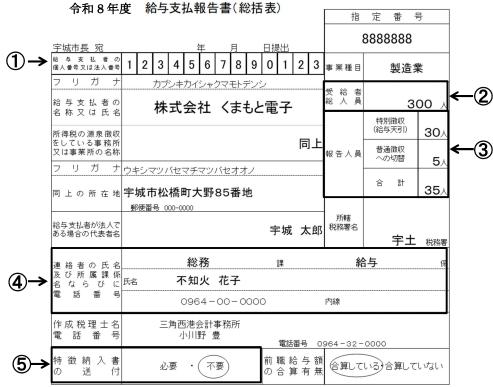
\*提出先(郵送) 〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地

宇城市 市民部 税務課 市民税係

(窓口受付) 宇城市役所 1階 5番 税務課市民税係窓口

\*問合せ先 ☎ (代表): 0964-32-1111 (内線 1141~1143)

(直通): 0964-32-1402



- ① 給与支払者が法人の場合は法人番号を、個人の場合は個人番号を記入してください。
- ② <u>令和8年1月1日現在</u>の在職者総人数(前年中の退職者を除く)を記入してください。 ※宇城市外の在職者も含めた**事業所の総人数**です。
- ③ 宇城市へ給与支払報告書(個人別明細)を提出する人数(特別徴収・普通徴収・合計)を退職者も 含めて記入してください。
- ④ 報告書の内容について確認する場合がありますので、担当者様の情報を入力してください。
- ⑤ 宇城市の納付書を使用されない場合は「不要」を選択されてください。
- ⑥ 税理士等に事務を依頼される場合は、宇城市作成の総括表(桃色)もお渡しください。やむを得ず、 宇城市様式以外の総括表で提出される場合も、**宇城市作成の総括表(桃色)を添付**してください。
- ⑦ 総括表の所在地、名称、郵便番号は前年度に基づき印刷されていますが、**記載内容に変更がある場** 合は、正しいものに朱書きで訂正してください。